

### 法定後見人制度の種類

種類		後見	保佐	補助
要件	対象者	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分	精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分
開始の 手続き	申立権者	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官等、任意後見人(任意後見受任者)、任意後見監督人、市町村長		
	本人の同意	不要	不要	必要
機関 の 名称	本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
	保護者	成年後見人	保佐人	補助人
	監督人	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人
同意権 及び 取消権	付与の対象	日常生活に関する行為以外の行為	民法第13条第1項所定の行為(家庭裁判所の審判により拡張可能)	民法第13条第1項所定の行為の一部(家庭裁判所の審判による)
	付与の手続き	後見開始の審判	保佐開始の審判	補助開始の審判 + 同意権付与の審判 (本人の同意が必要)
	取消権者	本人・後見人	本人・保佐人	本人・補助人
代理権	付与の対象	財産に関する法律行為	申立の範囲内で、家庭裁判所の審判による特定の法律行為	申立の範囲内で、家庭裁判所の審判による特定の法律行為
	付与の手続き	後見開始の審判	保佐開始の審判 + 代理権付与の審判 (本人の同意が必要)	補助開始の審判 + 代理権付与の審判 (本人の同意が必要)
	本人の同意	不要	必要	必要
後見人等 の責務	身上配慮義務	本人の心身状態及び生活の状況に配慮する義務		
	善管注意義務注意	その人の職業や社会的地位等から考えて客観的に要求される程度の注意義務		